

■議案第48号 損害賠償の額を定めることについて

【要旨】

四万十町教育研究所職員が北ノ川中学校へ移動中に発生した自動車人身事故の損害に対し、次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものです。

【根拠法令】

地方自治法(昭和22年法律第67号)抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(12) 略

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

(14)、(15) 略

【内容】

発生場所	国道381号線(四万十町大井野92-7付近)
概要	平成28年10月19日(水)午前10時頃、四万十町教育研究所職員が北ノ川中学校へ向かう途中、国道381号線(四万十町大井野92-7付近)において、相手方車両が減速し、停車して右折しようとしたところに追突した。[職員の過失割合100%] これにより相手方運転手に怪我はなかったが、相手方同乗者2名が負傷したほか、車両にも損害を与えたものです。なお、物損については、平成28年町議会第4回定例会で議決(議案第101号)を得ています。
賠償金額	示談金 718,930円 治療費・事故証明書料 945,060円 計 1,663,990円
相手方	住所 (略) 氏名 (略)

〔被害車両〕



〔事故現場〕

